



2025 年 3 月 28 日

第二次トランプ政権による消費者金融保護局(CFPB)の機能停止

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員 川畑 昭人

第二次トランプ政権では歳出削減のため、政府組織の整理・効率化を重点施策としており、これに伴い金融分野での消費者保護行政を担う消費者金融保護局(The Consumer Financial Protection Bureau : CFPB)もその対象となった。2月1日にCFPB局長であったロヒット・チョプラ氏が解任され、その後任のベッセント財務長官、続くラッセル・ヴォート行政管理予算局局長が局長代行として立て続けに業務停止を指示し、事実上の機能停止となった。

CFPBは、2008年の世界金融危機を受けて、2010年に成立したドッド・フランク法(金融制度改革法)に基づき、金融分野における消費者保護行政を司る規制・監督機関として設立された。それ以前は、同分野における消費者保護行政に関して、商業銀行などの預金取扱金融機関のみならず、ノンバンク金融機関までを包括的に管轄する機関は存在しなかったが、CFPBは預金取扱金融機関とノンバンク金融機関の双方に対して広範な権限を持つ。

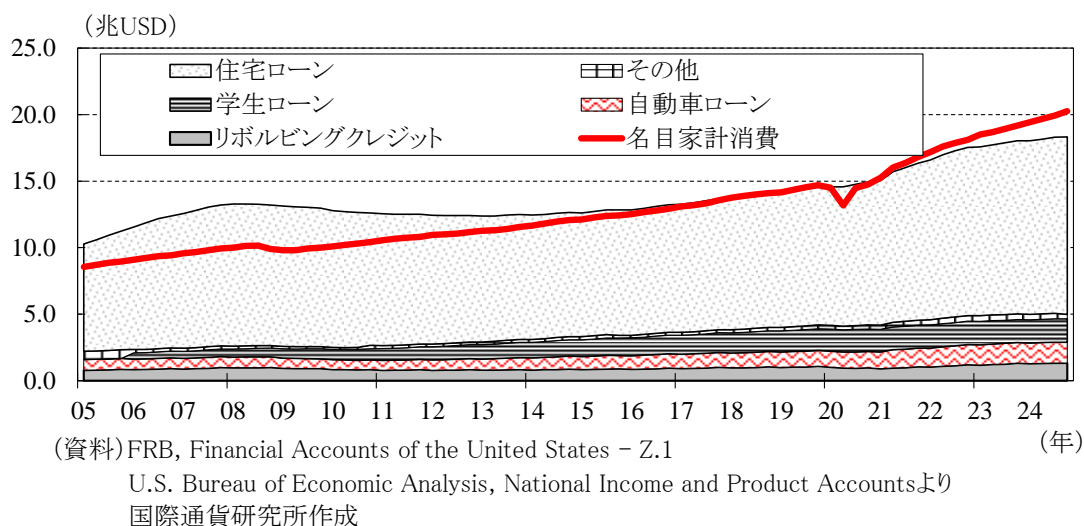
CFPBを問題視する意見や議論は今回のトランプ政権に始まったというわけではない。例えば、CFPBの運営資金はFRBからの移転によって賄われ、議会の承認を必要としないためその監視を受けず、透明性の欠如や、説明責任を果たしていないとの批判がなされて来た。また、CFPBの業務は1名の長官が統括するため、規制監督上の強大な権限が単独の人物に集中しており、合議制に変更すべきという意見もある。さらに、CFPBが制定した規則などを覆すには、金融安定監督評議会(Financial Stability Oversight Council : FSOC)¹の3分の2以上の賛成が必要であることから、その権限が強過ぎるという批判もある。このように従来から共和党サイドからの批判的な見方が少なくなかった中、政府組織の大幅な合理化を目指す第二次トランプ政権によって、今回真っ先にその対象となった形だ。

現在の米国消費者金融セクターに目を向けると、底堅い米国経済・家計消費に伴って消費者金融への需要も高く、家計債務は増加傾向にある(図1)。米国消費者金融セクタ

¹ FSOCはCFPBと同じくドッド・フランク法に基づき2010年に設立され、米国の金融システムの安定性を包括的に監視することを目的とする。この評議会は財務長官を議長とし、CFPB長官を含む10人の投票権を持つメンバーと、5人の投票権を持たないメンバーで構成される。

一の拡大・発展は続いており、商業銀行をはじめとした既存の金融機関に加えて、コア事業に沿った形で消費者金融を展開する企業²、更には Buy Now Pay Later (BNPL)や P2P レンディング³といった新形態の消費者金融を展開する新興の FinTech 企業まで、様々なプレイヤーの参入がみられている。こうした環境下、CFPB は消費者保護に違反する企業等に対しての行政執行措置や、消費者金融に係る法整備を行うことなどによって、金融に係る消費者保護の監督当局として存在意義を示して来た。

図 1: 米国家計債務残高と名目家計消費推移



最近でも収益獲得に注力するあまり、消費者に不利益を及ぼす企業行動もみられており、それを規制・監督することが CFPB の重要な役割の一つとなっている。具体的には、CFPB は消費者から消費者金融に係る苦情の報告を受けつつ、消費者に不当に不利益を及ぼす企業等に対しては行政執行措置を取る。2024 年の間に CFPB が企業等に対して行った行政執行措置は 28 件を数えた (表 1)。また、2024 年に CFPB に報告された苦情の件数は約 270 万件に及ぶ。中でも、「商品表示に虚偽の内容が含まれている」ことに関する苦情が 16,923 件と 2023 年の 5,652 件から急増した。こうした事例からも、ともすれば収益最優先で一般消費者を搾取するような企業行動を監視し、取り締まる役割は重要であろう。

² 例えば、Amazon は自社の EC 事業に付随して Amazon Card といったローン商品を展開し、自社のエコシステムを拡大している。

³ BNPL は近年急速に拡大しているオンラインの信用供与の形態であり、クレジットカード同様に消費者目線では後払いの信用供与であるが、クレジットカードとは異なり消費者に利息や手数料が原則発生しない点、クレジットカードよりも審査が簡便な点から若年層を中心に利用者が増加している。P2P レンディングは、個人または機関投資家のグループが、消費者や企業の借り手にローンを提供する形態を指し、デジタルプラットフォーム上で借り手と貸し手を募る。

表 1: 2024 年に CFPB が行政執行措置を行った企業等とその違反行為の概要

公開日	対象	主な違反行為
1月10日	StratFS, LLC (Strategic Financial Solutions, LLC) など	債務返済サービスで借り手から不当な前払い手数料を徴収した。
4月17日	BloomTech Inc.(Bloom Institute of Technology、前 Lambda, Inc.)、Austen Allred(CEO)	学生ローンの返済を卒業後の収入から充てる契約に関して虚偽の表示を行い、また、融資契約の金額・手数料・年率を開示しなかった。
5月6日	Pennsylvania Higher Education Assistance Agency National Collegiate Student Loan Trusts	学生ローンに関して借り手の返済要求を適切に処理せず、また、虚偽の表示を行った。
5月7日	Chime Financial, Inc.	口座解約時、その口座残金を即座に払い戻さなかった。
5月20日	Western Benefits Group, LLC	学生ローン返済サービスで不当な前払い手数料を徴収し、また、虚偽の表示を行った。
5月31日	Pennsylvania Higher Education Assistance Agency (PHEAA, American Education Services)	破産で免除された学生ローンの借り手に対し、不当な返済を強いた。
6月18日	Sutherland Global Services, Inc., Sutherland Mortgage Services, Inc., Sutherland Government Solutions, Inc.	リバースモーゲージの返済に関する虚偽の情報を借り手に送付し、借り手の情報要求に適切に対応せず、不当な手数料を請求した。
6月18日	NOVAD Management Consulting, LLC	リバースモーゲージの返済に関する虚偽の情報を借り手に送付し、借り手の情報要求に適切に対応しなかった。
7月9日	Fifth Third Bank	不要な保険を自動車ローンに強制的に課し、借り手の情報要求に適切に対応せず、また、虚偽の表示を行った。
7月26日	Acima Holdings, LLC, Acima Digital, LLC, Aaron Allred(CEO)	実際は高額な融資契約をリースと誤解させる虚偽の表示を行い、返済条件や返品条件を不当に設定し、また、不正確な信用情報提供を行った。
8月21日	Fay Serificing, LLC	借り手の住宅保護を無視して不当な差し押さえ手続きを行い、また、虚偽の表示を行った。
8月29日	New Day Financial, LLC	軍人を対象としたローンで、虚偽の表示を行った。
9月11日	TD Bank	借り手の信用情報について虚偽の報告を繰り返し、借り手の苦情に関して適切に調査しなかった。
9月13日	Reliant Holdings, Inc. (Horizon Card Services)、Robert Kane(CEO)	実際は高額な会員制商品物をクレジットカードと誤解させる虚偽の表示を行った。
公開日	対象	主な違反行為
10月10日	Ejudicate, Inc. (Brief)	債務に係る紛争解決プラットフォームでありながら、借り手の同意なしの仲裁を行い、また、虚偽の表示を行った。
10月15日	Fairway Independent Mortgage Corporation	住宅ローン提供時、黒人が多い地域に対して差別的な貸出行為を行い、人種を基準として借り手を不当に排除した。
10月17日	Climb Credit, Inc., Climb Investco, LLC, Climb GS Loan Fund 2018-1, LLC; 1/0 Holdco LLC, 1/0 Capital LLC	教育プログラムや学校の情報に関して虚偽の表示を行った。
10月23日	Goldman Sachs Bank USA	Apple Cardの取引争議解決を適切に処理せず、また、虚偽の表示を行った。
10月23日	Apple Inc.	Apple Cardの取引争議解決を適切に処理せず、また、虚偽の表示を行った。
10月31日	VyStar Credit Union	新しいオンラインおよびモバイルバンキングプラットフォームの導入を計画的に行わず、システム障害により借り手に不当な手数料を課した。
11月7日	Navy Federal Credit Union	取引時に残高不足がなかった場合でも、口座の取引決済時に不当な引出し手数料を課した。
11月14日	Global Tel Link Corporation (ViaPath Technologies)、Telmate, LLC (ViaPath Technologies)、TouchPay Holdings, LLC (GTL Financial Services)	口座を不当に凍結し、無断でその口座内の資金を保持した。
12月6日	Comerica Bank	不当なATM手数料を課し、クレジットカードに関する虚偽の表示を行い、また、借り手の苦情に関して適切に調査しなかった。
12月9日	Performant Recovery, Inc.	学生ローンの再生手続きを遅延させ、借り手に不正に追加費用を課した。
12月20日	Early Warning Services, LLC, Bank of America, JPMorgan Chase, Wells Fargo	P2P決済ネットワーク上での広範な詐欺から消費者保護を怠った。
12月23日	Rocket Homes Real Estate LLC, (Rocket Homes)、JMG Holding Partners LLC, (The Jason Mitchell Group)、45 real estate brokerage affiliates, Jason Mitchell(CEO)	住宅ローンにおいて、不当な紹介手数料や優先的な紹介を提供し、競合他社から顧客を不当に引き離れた。
12月23日	Walmart and Branch Messenger	配達ドライバーに対し受取口座作成を強制し、必要な法的開示を行わず、また、不当な手数料を課した。

(注) CFPB HP内 "Enforcement actions"から2024年1月1日から2024年12月31日の記事を纏めて計27件を記載しているが、

同HP内 "Enforcement by the numbers"では2024年通年で28件であったデータあり。

(資料) CFPB HP Enforcement actionsより国際通貨研究所作成

また、CFPB は発展を続ける消費者金融業界の実態に合わせて規制を更改する。2024年、米国消費者金融規制の重要な規則である Regulation Zにおいて、BNPL 企業をクレジットカード発行者として扱うと発表した。一方、多くの BNPL 企業はローン返済に関するデータの信用情報機関への提出義務がなく、BNPL 企業の透明性やその利用者の信用力に懸念が残っている等、こうした分野における法整備は道半ばである。

企業利益最優先で顧客本位ではない事業展開を行うケースが存在し、新たな形態の事業者に関する法整備の必要性もある中で、金融分野における消費者保護を担う専門の監督機関は引き続き必要であろう。CFPB の廃止に踏み切るのであれば、こうした現状とのバランスを現実にとりどう取って行くかを十分に考慮する必要があるだろう。

以上

<参考文献>

奥山 裕之 [2016] 「米国における金融消費者保護局の設立と展開」 国立国会図書館

Arthur E. Wilmarth [2012] “The Financial Services Industry's Misguided Quest to Undermine the Consumer Financial Protection Bureau”

Hosea H. Harvey [2020] “Constitutionalizing Consumer Financial Protection: The Case for the Consumer Financial Protection Bureau”

Todd Zywicki [2013] “The Consumer Financial Protection Bureau: Savior or Menace?”

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>